

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 6 年 6 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 6 年 7 月 3 0 日

岐阜県監査委員	若 井 敦 子
岐阜県監査委員	恩 田 佳 幸
岐阜県監査委員	鈴 木 祥 一
岐阜県監査委員	安 田 典 子
岐阜県監査委員	飯 沼 敦 朗

財務監査及び行政監査の結果

令和6年7月30日

1 監査の種類

- ・ 地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・ 地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和5年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	213 機関のうち、8 機関		
教育委員会	98 機関のうち、0 機関		
公安委員会	60 機関のうち、0 機関		
その他（上記以外）	13 機関のうち、0 機関	計	384 機関のうち、8 機関（表1参照）

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が実地又は書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善が必要である事項として、表1のとおり8機関において1件の指摘事項及び1件の指導事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1（監査の実施及び結果の概要）

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査
					指摘	指導	検討	実施日（方法）
1	総務部	東濃県税事務所	6月25日	書面	—	1	—	5月24日（書面）
2	健康福祉部	中央食肉衛生検査所	6月25日	書面	—	—	—	5月24日（書面）
3		飛驒食肉衛生検査所	6月25日	書面	—	—	—	5月24日（書面）
4		動物愛護センター	6月25日	書面	1	—	—	5月24日（書面）
5	観光国際部	旅券センター	6月25日	書面	—	—	—	5月24日（書面）
6	農政部	中濃家畜保健衛生所	6月25日	書面	—	—	—	5月24日（書面）
7		東濃家畜保健衛生所	6月25日	書面	—	—	—	5月24日（書面）
8	都市建築部	リニア推進事務所	6月25日	書面	—	—	—	5月24日（書面）
計	指摘事項等のあった機関数：2機関				1件	1件	0件	

（注）監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・ 検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2 (指摘事項等の内容)

機 関 名	区 分	内 容
東濃県税事務所	指導事項	<p>県税の収入事務において、つり銭として保管していた100円硬貨42枚4,200円を4,000円としてつり銭資金保管簿に記載していたものがあったので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>
動物愛護センター	指摘事項	<p>公務中に刈払機を操作した際、石が飛散したことにより車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として135,376円の費用負担が発生していたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>